

## 旧優生保護法裁判を支援する福岡の会 会則

1. 名称           この会は、「旧優生保護法裁判を支援する福岡の会」とする。  
会のスローガンとして「いのちに優劣はない」とする。
2. 目的           この会は、以下の二点を目的とする。
  - (1) 全国の裁判を連携し、福岡の旧優生保護法裁判を支援していく。
  - (2) 社会から優生思想をなくす取り組みを進める。
3. 事務局       事務局は一般社団法人福岡市ろうあ協会事務所に置く。
4. 活動           この会は会則第2項の目的を達成するために、次の活動を行う。
  - (1) 旧優生保護法裁判の裁判傍聴の取り組み
  - (2) 裁判の事、優生思想の事を広く市民に広げる取り組み
  - (3) 裁判の原告を支えていく取り組み
  - (4) 裁判のこと、優生思想のことを学んでいく取り組み
  - (5) 裁判を支える募金活動
  - (6) ニュースを発行する
  - (7) その他、目的を達成するために必要なこと
5. 会員           この会は、目的に賛同し、会費を納入する個人・団体をもって構成する。
6. 運営           この会は、次の機関をもって運営する。
  - (1) 世話人会  
代表世話人が随時召集し、日常の活動方針、会則の改定、予算及び会計の決定及び支出、その他会の運営に必要な事項を決定し、執行する。役員は世話人会にて選任する。
  - (2) 事務局会議  
事務局長が随時召集し、会の事務を執行する。
7. 役員           この会に次の役員を置く。

代表世話人	1名
世話人	若干名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
事務局員	若干名
監査	1名
8. 年会費       (1) この会の年会費は、個人・団体とも1口1,000円(1口以上)とする。  
(2) 会員は、毎年度、当年度内に年会費を納入する。
9. 会計年度     この会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。ただし、2020年度は同年7月16日から2021年3月31日までとする。
10. 附則         この会則は、2020年7月16日から施行する。